

川崎市告示第69号

建築物環境配慮指針

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第127条の3の規定に基づき、建築物に係る環境負荷低減措置等について配慮すべき事項及び当該環境負荷低減措置等についての建築物に係る環境性能の評価の方法に関する指針を次のように定め、平成18年10月1日から適用する。

平成18年3月1日

川崎市長 阿部孝夫

1 建築物の環境配慮事項

(1) 建築主は、建築物が敷地外に対して及ぼす大気汚染、騒音、エネルギー及び資源消費等による環境への影響の低減を図るため、次に掲げる項目を実施するものとする。

ア エネルギー使用の合理化

- (ア) 建築物の熱負荷抑制
- (イ) 自然エネルギー利用
- (ウ) 設備システムの高効率化
- (エ) 効率的運用

イ 資源の適正な利用

- (ア) 水資源保護
- (イ) 低環境負荷材の使用

ウ 敷地外環境の保全

- (ア) 大気汚染防止

(イ) 騒音、振動及び悪臭の防止

(ウ) 風害及び日照障害の抑制

(エ) 光害の抑制

(オ) 温熱環境悪化の改善

(カ) 地域インフラへの負荷抑制

(2) 建築主は、建築物を使用する者にとって重要な、室内環境及び
室外環境、建築物の長寿命化のために必要な維持管理のしやすさ
及び耐久性等、建築物の環境品質及び性能の向上を図るため、次
に掲げる項目を実施するものとする。

ア 室内環境の向上

(ア) 音環境の向上

(イ) 温熱環境の向上

(ウ) 光・視環境の向上

(エ) 空気質環境の向上

イ サービス性能の向上

(ア) 機能性の向上

(イ) 耐用性及び信頼性の向上

(ウ) 対応性及び更新性の向上

ウ 室外環境（敷地内）保全及び向上への配慮

(ア) 生物環境の保全と創出

(イ) まちなみ及び景観への配慮

(ウ) 地域性及びアメニティへの配慮

2 建築物環境計画書の提出

建築物に係る環境負荷低減措置等及び当該環境負荷低減措置等に

ついでに建築物に係る環境性能の評価に関する計画書の提出は、市長が別に定める建築物の総合的な環境性能を評価する方法を用いて行う。